

12 自立訓練(生活訓練)

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>□ 生活支援員(健康上の管理などの必要がある利用者がいるため看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数) 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上</p> <p>イ ロに掲げる利用者以外の利用者</p> <p>ロ 宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。)の利用者 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする。</p> <p>□ 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、事業所ごとに1以上</p> <p>□ 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p>□ (訪問による自立訓練(生活訓練)) 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を提供する場合は、上記の員数の従業員に加え、訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1以上おくこと。</p> <p>□ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>② サービス管理責任者</p>	<p>□ 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 * 利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。</p> <p>□ 1人以上は常勤の者であること。</p> <p>□ 利用者60人の範囲であり、宿泊型自立訓練と他の日中活動サービスのサービス管理責任者の兼務。</p> <p>□ 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。</p> <p>□ 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)</p>
<p>③ 管理者</p>	<p>□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者 若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者 又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。</p> <p>□ 事業所ごとに配置すること。</p> <p>□ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。</p> <p>□ ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>④ 従たる事業所</p>	<p>□ 自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営する事業所(従たる事業所)を設置することができる。</p> <p>□ 利用定員 宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)は6人以上。 宿泊型自立訓練は10人以上</p> <p>□ 主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であること。</p>

(2) 設備に関する基準

<p>① 利用定員</p>	<p>□ 利用定員 20人以上</p> <p>□ 宿泊型自立訓練を併せて行う場合 宿泊型自立訓練 10人以上 宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練) 20人以上</p>
<p>② 設備及び備品</p>	<p>(構造設備)</p> <p>□ 自立訓練(生活訓練)事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>□ 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。</p> <p>□ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>□ 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。</p> <p>□ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>□ 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>□ 多目的室その他の運営上必要な設備</p> <p>□ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。</p> <p>(宿泊型自立訓練を行う場合)</p> <p>□ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。</p> <p>□ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。</p> <p>□ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>□ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。</p> <p>□ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>□ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。</p> <p>□ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>

(3) その他

<p>宿泊型自立訓練に関する経過措置</p>	<p>・精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設の場合 (居室の定員 2人以下 利用者1人あたりの床面積 4.4平方メートル以上)</p> <p>・精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮の場合 (居室の定員 4人以下 利用者1人あたりの床面積 6.6平方メートル以上)</p>
------------------------	---